

はじめに

災害をペットとともに乗り越えるために、飼い主の防災意識の向上や備えの充実が必要なことは、これまでに「人とペットの災害対策ガイドライン」やその飼い主編で示し、パンフレット等によって周知を図ってきました。

ペットの避難に関しては、飼い主自身の日ごろの備えが前提になりますが、被災した飼い主の支援や飼い主とはぐれたペットの救護活動を円滑に行うためには、自治体や関係機関・団体等が公助として行う活動ばかりではなく、民間のボランティアの役割が極めて重要です。

災害時のペットに関するボランティア活動は、飼養が困難になったペットの一時預かりや譲渡先の選定、放浪動物の保護と飼い主探し、避難所等における適正飼養のサポートや飼育用品の提供、傷病動物に対する治療など多様な分野にわたって行われてきました。また、活動への参加の形も、所属する団体の一員として、個人として、または、現地動物救護本部等が実施する動物救援活動に協力するなど、様々な形態で行われてきました。

このような中、被災地に駆け付けたボランティアの動物救護活動には、様々なトラブルもみられました。それが善意に基づいた行為であったとしても、ボランティアが動物の保護活動を優先するあまり、関係機関との情報共有が適切に行われなかったことや、様々な団体や個人が関係者間の協調を軽視して、それぞれの倫理観や愛護観によって被災動物の救護を行ったことが、トラブルを招いた要因の一つであったと考えられています。

災害時の動物の救援等に関するボランティアの活動は平常時の活動とは異なり、災害時に特有の事態に対応するための知識や技術が必要となりますが、これまではこういった活動に関するルールが明確に示されてきませんでした。

本書では、大規模災害の際に被災ペットの救援等を実施するボランティアが、自治体と協働する上での一つの指針となるように、これまでの災害対応におけるボランティアの活動事例を基に、望まれる行動の基準を示しました。

自治体の皆様には、災害時に必要な支援を得るために、地域でペットに関するボランティアを受け入れる際の参考にさせていただければと思います。

用語解説

ペット

本書では、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

災害ボランティア

地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア全般を指す。本書では、ペットに関するボランティアも、災害ボランティアの一部に含まれる。

ペットボランティア

本書では、災害ボランティアのうち、ペットに関する災害ボランティアを指す。動物救護活動（ペットを対象とした活動）と動物救援活動（被災者とそのペットを対象とした活動）の両方が含まれる。

動物救護活動

ペットを対象とした活動であり、飼い主とはぐれたペットや負傷しているペットを保護・収容すること。

動物救援活動

被災者とそのペットを対象とした広義の活動であり、動物救護活動を含む。ペットを飼養する被災者を広い意味で援助し、災害時にもペットを適切に飼養管理できるように支援すること。

現地動物救護本部

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救援活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもある。

シェルター

本書では、災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する動物救護施設を指す。